

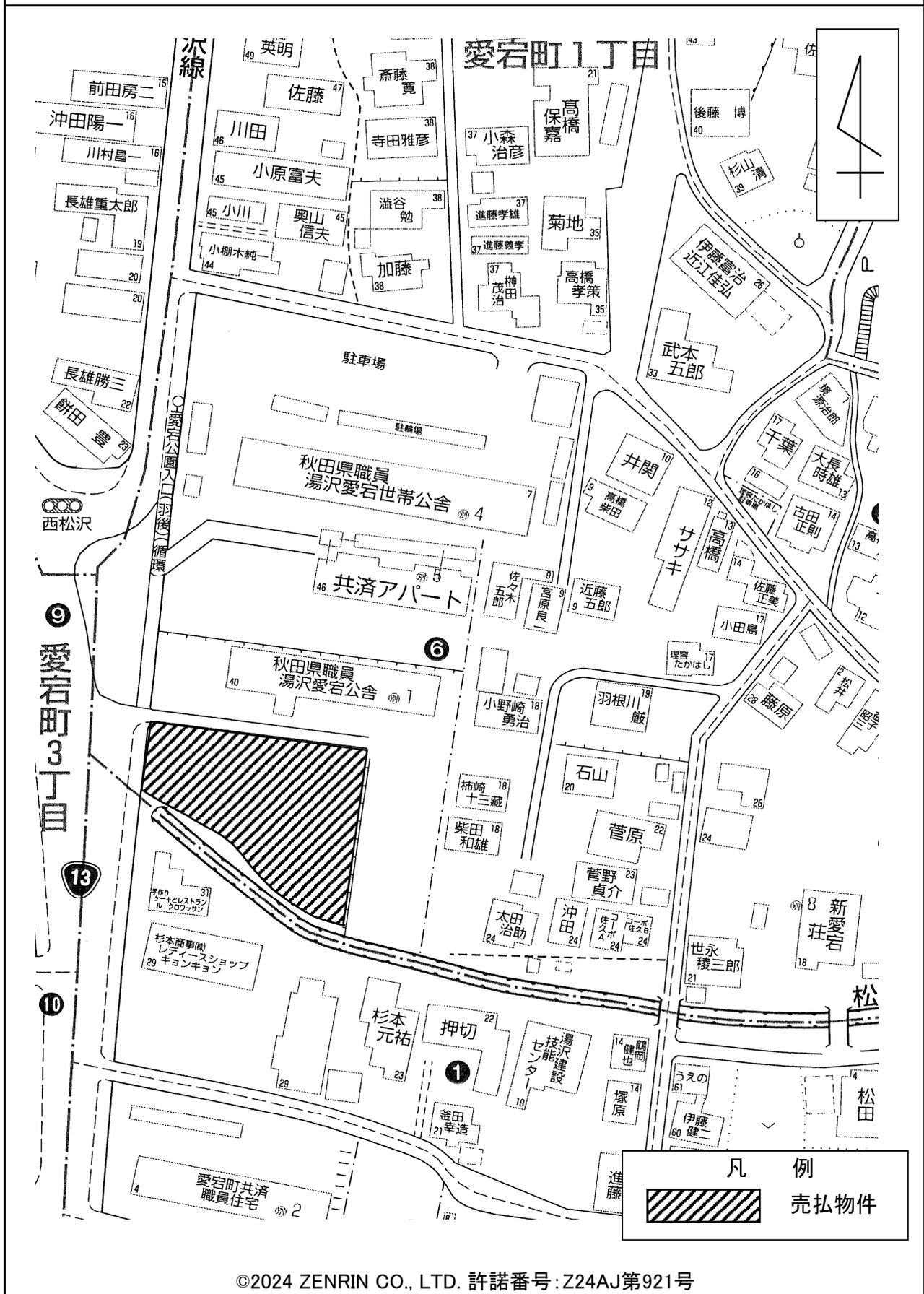
物 件 調 査 書

物件番号 119

所在地		秋田県湯沢市愛宕町1-75-2					
住居表示		秋田県湯沢市愛宕町1-6街区					
現況地目及び面積等		宅地	1,062.03 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	75-2					
	地目	宅地					
	数量	1,062.03m ²					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		西側 舗装国道 幅員約 28.0~31.0 m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	近隣商業地域				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	80%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	準防火地域					
	その他	都市再生特別措置法第88条第1項(居住誘導区域外での建築等の届出) 都市再生特別措置法第108条第1項(誘導施設を有する建築物等の建築等の届出) 湯沢市砂防法施行要綱 湯沢市宅地開発指導要綱 河川法第27条(土地の掘削等の許可) 秋田県の景観を守る条例 秋田県屋外広告物条例					
*別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関	鉄道等	JR奥羽本線	湯沢駅の 南方 約1.8km 徒歩23分				
	バス	羽後交通バス	愛宕町三丁目の 南方 約0.2km 徒歩3分				
公共施設	湯沢市役所		湯沢西小学校		湯沢南中学校		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本地南側河川との境界から5mの範囲は砂防指定地となっております。当該範囲内において、施設又は工作物の新築、除却、樹根の採取等を行う場合、湯沢市砂防法施行要綱第2条に基づく許可が必要となります(詳細については、湯沢市建設部建設課までお問合せ下さい)。 ・本地内には、所有者不明のコンクリート構造物の地下埋設物が確認されています。売買契約に当たっては、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません(詳細については、秋田財務事務所管財課までお問合せ下さい)。 ・本地内の樹木切株が南側河川に越境しております。当該切株及び上記コンクリート構造物の撤去等を行う際は、湯沢市砂防法施行要綱に基づく許可のほか、河川法第27条に基づく河川管理者の許可が必要となります(詳細については、雄勝地域振興局建設部用地課までお問合せ下さい)。 ・本地南側河川の護岸擁壁には、所有者及び配管経路が不明なコンクリート製排水管が設置されており、本地内を通過している可能性があります。なお、当該排水管の撤去等を行う際は、上記切株等と同様に許可が必要となります(詳細については、秋田財務事務所管財課までお問合せ下さい)。 ・本地内には、進入防止のための柵が設置されています。 						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

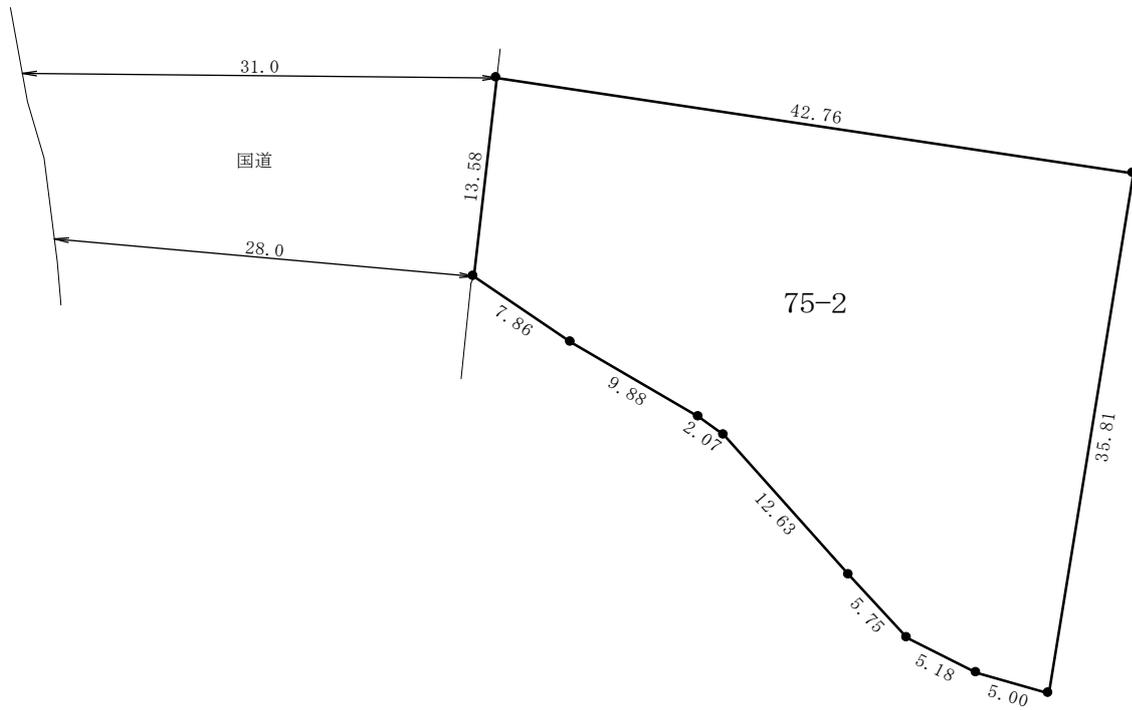
周 辺 図



©2024 ZENRIN CO., LTD. 許諾番号: Z24AJ第921号

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

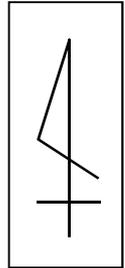
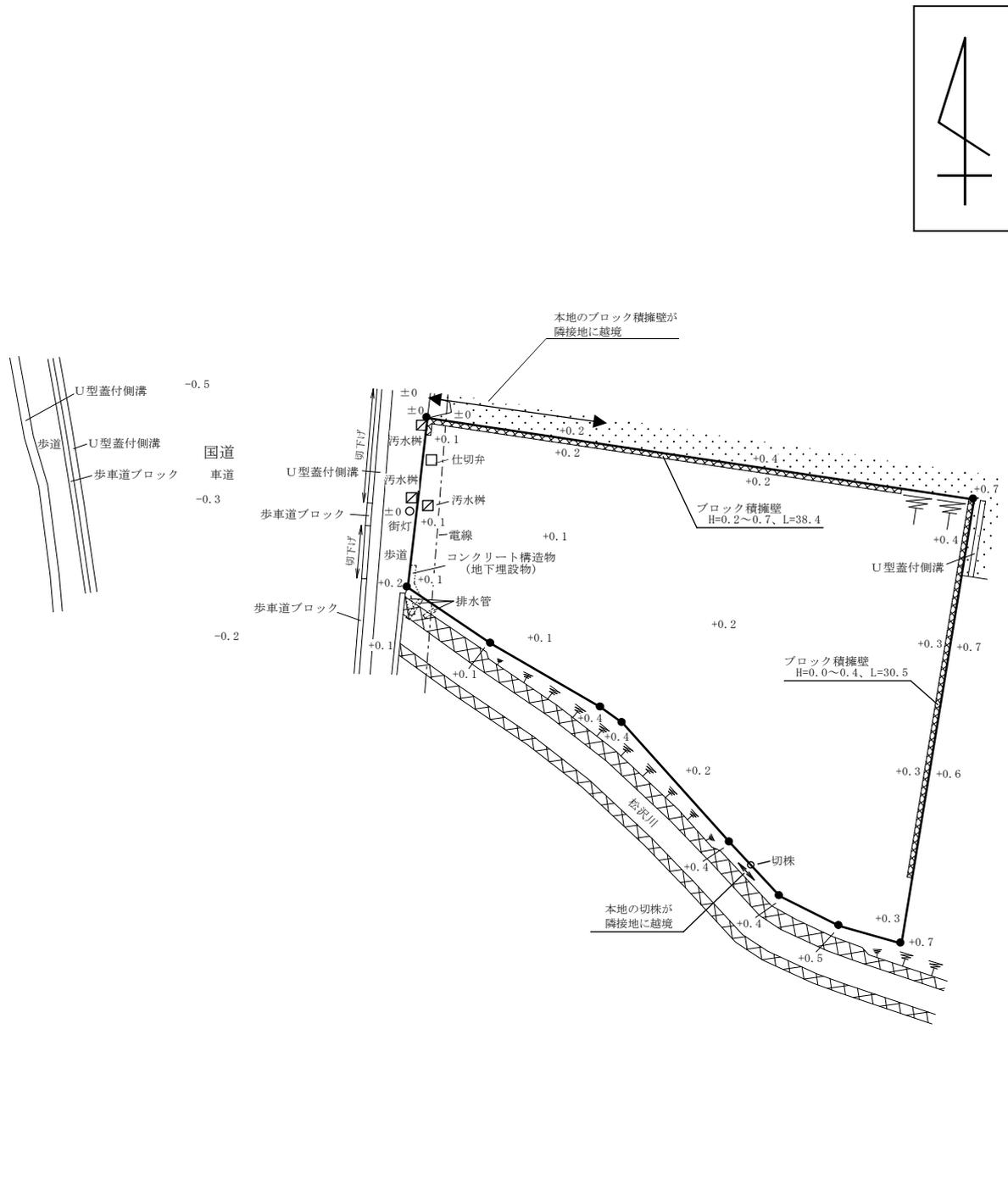
明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

概要図



凡 例

	擁壁（土留）
	コンクリートたたき
	法地

単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

